



開催日時 令和3年12月22日(水曜日)
午前10時〔開場:午前9時30分〕

開催場所 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

目次	●株主の皆さまへ……………1
	●事業概況……………2
	●事業の内容……………3
	●第33回定時株主総会招集ご通知……………4
	●株主総会参考書類……………8
	●事業報告……………17
	●連結計算書類……………36
	●計算書類……………38
	●監査報告書……………40
	●ご参考……………46
	●株主総会会場のご案内

第33回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面(郵送)またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

株主総会のお土産や商品展示ブースの設置はございませんのであらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

企業理念

経営理念 -MISSION-

お客さまには最高の満足と信頼を
社員には幸せと未来への夢を
私たちは社会に貢献する企業として
限りなく幅広い発展をめざします

ビジョン -VISION-

世界中の人々の健やかで
心豊かな暮らしを創造します

バリュー -VALUE-

感動創造
creating inspiration

コーポレートメッセージ

未来をつくる、新しいをつくろう。



ロゴマークに込めた思い

社名の頭文字を基調とした「S」には、SATISFACTION－最高の顧客満足－を実現させたいという想いを込めています。また、コーポレートカラーである「赤色」は、理念の実現に向けたバリューである「感動創造」への熱い情熱と使命感を表しています。さらに、ビジョンである“世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしの創造”という想いを、地球と同じラインを使って表現しています。

株主の皆さまへ



新日本製薬 株式会社
代表取締役社長

後藤 孝洋

持続可能な社会の実現に向け 新たな中期経営計画のもと成長を加速

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
はじめに、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々や、困難な状況におられる方々に、心よりお見舞いを申しあげるとともに、感染拡大の抑止にご尽力いただいている医療従事者をはじめとした皆さまに深く感謝申し上げます。

当社は令和2年12月に東証一部へ市場変更いたしました。これもひとえに株主の皆さま、お客さま、お取引先さまをはじめ、これまでお力添えをいただいた多くの皆さま方の温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。今後も「世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしの創造」の実現に向け、コロナ禍による生活者の意識やライフスタイルの変化を捉え、これからの時代に必要とされる商品やサービスを提供し続けてまいります。

当期は、当社としては初めて、「持続可能な社会の実現」に向けた当社の取り組みをまとめた「サステナビリティレポート2021」を発行いたしました。今後の持続的な成長のために優先的に取り組む必要がある6つの課題をマテリアリティとして特定し、それらに総合的に取り組むことで、経営理念の実現や企業価値の向上だけでなく、SDGsの達成を含む、持続可能な社会の実現に貢献していくことをめざしています。

また、令和4年度は新たな中期経営計画をスタートするとともに、創立30周年を迎える節目の年となります。今後も経営理念の実現と100年繁栄し続けるグローバル企業をめざし、新たな価値を創造し続ける会社として、無限の可能性に挑戦し続けてまいります。

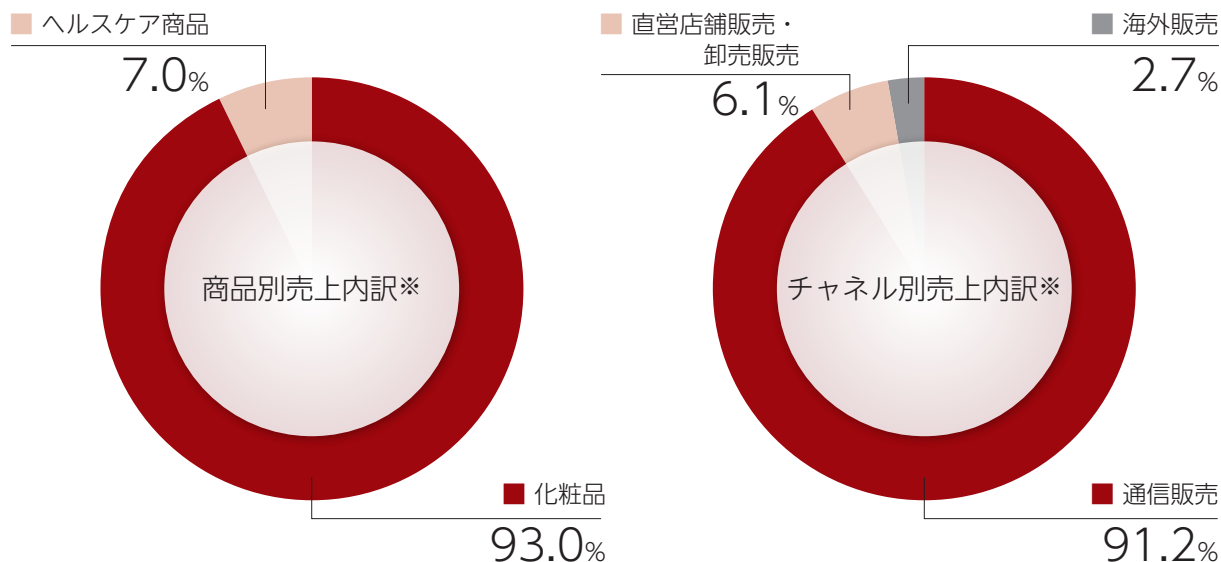
事業概況

当社グループは、当社と連結子会社1社（株式会社フラット・クラフト）で構成されており、「世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしを創造します」というビジョンを掲げ、その実現に向け「One to One health & beauty-care.」という事業領域において、化粧品及びヘルスケア商品の商品開発、販売を行っております。

当社グループの取扱商品は、化粧品（PERFECT ONE, PERFECT ONE FOCUS）及びヘルスケア商品（健康食品・医薬品・ウェルネスフード）で構成されております。

販売チャネルは通信販売、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売で構成されております。

商品別売上内訳、チャネル別売上内訳は以下のとおりであります。



※令和3年9月期実績

事業の内容

当社グループは、化粧品ブランド「PERFECT ONE」を展開しており、オールインワン美容液ジェルをはじめとしたシンプルスキンケア商品を販売しております。令和3年9月には若年層向けの新ブランド「PERFECT ONE FOCUS」の展開を開始し、オールインワン美容液ジェルとクレンジングバームを発売いたしました。

また、ヘルスケアでは、栄養バランス・生活習慣を整えてお客さまの健やかな毎日をサポートするため、健康食品や医薬品、ボディメンテナンスをサポートするウェルネスフード等を展開しております。



化粧品の主なラインナップ



ヘルスケア商品の主なラインナップ

通信販売では、広告を見てお問い合わせいただいたお客さまに対し、コールセンターのコミュニケーターがご注文を受けるとともに、美と健康に関するお悩みのカウンセリングや商品のご提案を行っております。また、オンラインショップでの販売も行っております。

直営店舗販売・卸売販売では、百貨店やショッピングセンターへ出店している直営店舗での対面型販売、ドラッグストアやGMS※、バラエティショップ等の取扱店及び販売代理店への卸売販売を通じて、全国のお客さまへ販売しております。

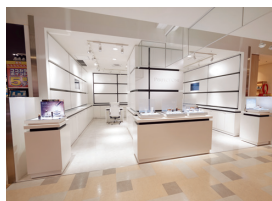
海外では台湾、香港、中国、タイ、シンガポール、ベトナムで展開しており、海外代理店を通じてECを中心に販売しております。



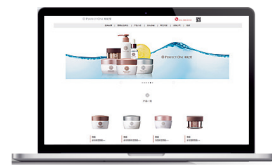
コールセンターの業務風景



オンラインショップのイメージ



直営店舗のイメージ



中国のオンラインショップのイメージ

※General Merchandise Store（総合スーパー）

証券コード 4931

令和3年12月2日

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目4番7号

新日本製薬株式会社

代表取締役社長 後 藤 孝 洋

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまの安全・安心を最優先に考え、本株主総会へのご来場を見合わせいただきたく存じます。書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使することができますので、令和3年12月21日（火曜日）午後5時50分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 令和3年12月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第33期（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）事業報告
及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
2. 第33期（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）計算書類
の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 取締役7名選任の件 |

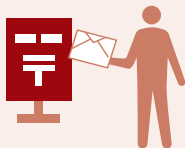
以 上

お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - 事業報告：業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
株式会社の支配に関する基本方針
 - 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表
- ・本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

以下の3つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）で 議決権を行使される 場合

同封の議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご表示のうえ、
ご返送ください。

行使期限

令和3年12月21日（火曜日）
午後5時50分必着



インターネットで 議決権を行使される 場合

次ページの案内に従って、議案
の賛否をご入力ください。

行使期限

令和3年12月21日（火曜日）
午後5時50分



株主総会に ご出席される 場合

同封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提出ください。

日時

令和3年12月22日（水曜日）
午前10時

- ・書面（郵送）又はインターネットにより複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱います。なお、書面（郵送）とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

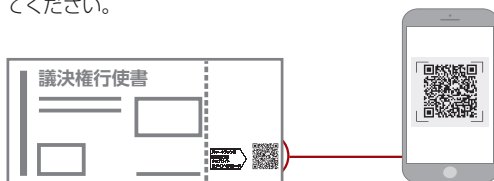
- 感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。なお、当日の様子は、後日当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。当社ウェブサイト <https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/>
- 株主総会のお土産や商品展示ブースの設置はございませんので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。
- 感染予防のため、会場内の座席間隔を広げることから、座席数に限りがございます。そのため、ご来場者数が座席数を上回るときは入場制限を行わせていただく場合がございます。
- ご来場の株主様には、体調確認や検温にご協力いただく場合がございます。また、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 本総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮し、議場での詳細な説明は省略させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

1 「スマート行使」へアクセスする

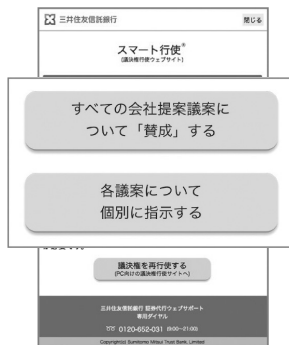
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

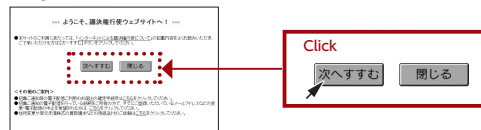


QRコードを用いたログインは初回の議決権行使に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「議決権行使コード・パスワード入力」による方法をご確認ください。

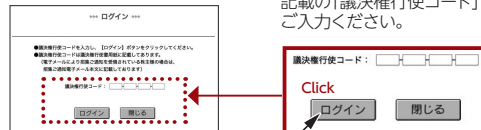
「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 議決権行使サイトへアクセスする <https://www.web54.net>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)

＜機関投資家の皆さまへ＞ 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開のための投資と健全な財務体質を維持するために必要な内部留保を確保した上で、継続的かつ安定的に業績に応じた利益配分を行うことを基本としております。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金32円50銭
配当総額 695,623,988円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和 3 年12月23日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役を1名増員することとし、取締役7名を選任いたしました。その承認をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	候補者名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況 取締役在任年数
1 再任	ごとう たか ひろ 後 藤 孝 洋	代表取締役社長	100% (19回/19回) 16年
2 再任	ふく はら みつ よし 福 原 光 佳	常務取締役	100% (19回/19回) 5年
3 再任	は とり せい いち ろう 羽 鳥 成 一 郎	取締役	100% (19回/19回) 2年
4 再任	た がみ かず ひろ 田 上 和 宏	取締役	100% (19回/19回) 2年
5 再任 社外 独立	かき お まさ ゆき 柿 尾 正 之	取締役（非常勤）	100% (19回/19回) 4年2か月
6 再任 社外 独立	むら かみ はる き 村 上 晴 紀	取締役（非常勤）	100% (19回/19回) 2年
7 新任 社外 独立	ゆの き かず よ 柚 木 和 代	—	—

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当事業年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 柿尾正之、村上晴紀及び柚木和代の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 柿尾正之、村上晴紀の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって柿尾正之氏は4年2か月、村上晴紀氏は2年になります。
5. 当社は、柿尾正之氏及び村上晴紀氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- また、本議案において柚木和代氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、柿尾正之氏及び村上晴紀氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本議案において両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、本議案において柚木和代氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D＆O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD＆O保険の被保険者となる予定であります。D＆O保険契約の保険料は全額当社が負担しており、令和4年6月に更新される予定であります。
8. 本議案の内容は、代表取締役及び2名の独立社外取締役を委員とする取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会の賛成の答申を受けた上で、取締役会において承認されたものであります。

候補者
番号

1

再任

ご とう たか ひろ
後 藤 孝 洋

昭和46年1月16日生

所有する当社株式の数
843,829株

略歴、地位及び担当

平成 7 年 7 月 株式会社新日本リビング（現当社）入社
平成 10 年 9 月 当社部長
平成 17 年 12 月 当社代表取締役社長（現任）
平成 26 年 4 月 株式会社新日本ホールディングス（現当社）取締役
平成 28 年 3 月 株式会社新日本医薬（現当社）代表取締役社長
令和 3 年 9 月 株式会社フラット・クラフト 代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社フラット・クラフト
代表取締役会長

取締役候補者とした理由

後藤孝洋氏は、当社経営理念として「お客さまには最高の満足と信頼を 社員には幸せと未来への夢を 私たちは社会に貢献する企業として 限りなく幅広い発展をめざします」を掲げ、当社の永続的な発展と企業価値の向上等において貢献してまいりました。今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

2

再任

ふく はら みつ よし
福 原 光 佳

昭和47年3月18日生

所有する当社株式の数
47,958株

略歴、地位及び担当

平成 3 年 5 月 有限会社丸勘運輸入社
平成 6 年 5 月 株式会社コスミック（現 夢みつけ隊株式会社）入社
平成 17 年 5 月 株式会社ホット・コミュニケーション 取締役
平成 22 年 4 月 株式会社JIMOS入社
平成 25 年 4 月 当社入社
平成 25 年 4 月 当社ダイレクトマーケティング事業部次長
平成 26 年 4 月 当社マーケティング事業部次長
平成 27 年 4 月 当社通販事業本部部長
平成 28 年 10 月 当社通販事業部部長
兼 ビジネスプロモーション事業部部長
平成 28 年 12 月 当社取締役通販事業部部長
平成 31 年 2 月 当社取締役執行役員営業部部長
令和 元 年 12 月 当社常務取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

福原光佳氏は、当社での通販事業モデルの再構築を主導し、当社の基幹事業である通販事業の成長、拡大を支えてまいりました。また、既存事業の発展、当社企業価値の向上にも貢献しており、今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者
番 号

3

再 任

は とり せい いち ろう
羽 鳥 成 一 郎

昭和29年 6 月25日生

所有する当社株式の数
820株

略歴、地位及び担当

昭和 55 年 9 月 エイボン・プロダクツ株式会社入社
平成 12 年 7 月 日本ロレアル株式会社 百貨店向ブランド事業部長
平成 17 年 6 月 エスエス製薬株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者
平成 23 年 1 月 エイボン・プロダクツ株式会社 代表取締役社長
平成 24 年 5 月 Kowa Health Care America, Inc. CEO
平成 29 年 9 月 Zeria USA, Inc. CEO
令和 元 年12月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

羽鳥成一郎氏は、長年にわたり製薬・化粧品会社の経営や海外事業の立上げに携わってきた経験から、豊富で幅広い知見を有しており、これらの知見を活かし、当社のヘルスケアの新規事業を担っております。今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4

再 任

た がみ かず ひろ
田 上 和 宏

昭和48年 1 月7日生

所有する当社株式の数
1,820株

略歴、地位及び担当

平成 8 年 4 月 日本電信電話株式会社入社
平成 12 年 4 月 株式会社NTTドコモ入社
平成 19 年10月 日本アジア投資株式会社 シニアマネージャー
平成 20 年11月 株式会社イクコ 非常勤取締役
平成 21 年 4 月 エヌヴィ・コミュニケーションズ株式会社 非常勤取締役
平成 22 年 7 月 株式会社イクコ出向 常勤取締役
平成 23 年 9 月 株式会社ドリームインキュベータ入社
平成 25 年10月 同社マネージャー
平成 27 年 9 月 株式会社ボードウォーク出向 取締役COO
平成 27 年10月 株式会社ドリームインキュベータ シニアマネージャー
平成 30 年 5 月 株式会社V・ファーレン長崎 執行役員
令和 元 年12月 当社取締役（現任）
令和 3 年 9 月 株式会社フラット・クラフト 取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社フラット・クラフト
取締役

取締役候補者とした理由

田上和宏氏は、経営、M&A、アライアンス、IT、デジタルを活用した事業に関する豊富な経験と知見を有しており、これらの知見を活かし、当社の財務基盤の強化、ガバナンスの強化に加えてM&Aの推進及び他社とのアライアンス推進も担っております。今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

再任

社外

独立

かき お まさ ゆき
柿 尾 正 之

昭和29年5月9日生

所有する当社株式の数
一株

略歴、地位及び担当

昭和53年9月 株式会社サーク入社
昭和61年4月 社団法人日本通信販売協会
（現 公益社団法人日本通信販売協会）入局
平成14年5月 同協会理事・主幹研究員
平成17年7月 日本ダイレクトマーケティング学会 理事（現任）
平成28年7月 株式会社コアフォース（現 株式会社LTV-X）
社外取締役（現任）
平成28年12月 合同会社柿尾正之事務所設立 代表社員（現任）
平成29年4月 一般社団法人通販エキスパート協会 理事（現任）
平成29年6月 株式会社ディーエムエス 社外取締役（現任）
平成29年10月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

合同会社柿尾正之事務所
代表社員
株式会社LTV-X
社外取締役
株式会社ディーエムエス
社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

柿尾正之氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、長年にわたり通信販売分野、マーケティングに携わってきた豊富な見識と経験を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社の経営管理や事業戦略等への的確な助言、業務執行の監督を期待できることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

再任

社外

独立

むら かみ はる き
村 上 晴 紀

昭和28年4月8日生

所有する当社株式の数
一株

略歴、地位及び担当

昭和52年4月 カネボウ化粧品株式会社入社
平成11年10月 鐘紡株式会社 化粧品宣伝グループ統括マネージャー
平成13年4月 同社化粧品宣伝グループ統括マネージャー
兼 総合宣伝グループ統括マネージャー
平成14年6月 同社化粧品広報宣伝室長 兼 総務・広報室副室長
平成16年5月 株式会社カネボウ化粧品
マーケティング本部コミュニケーション室長
兼 コーポレートデザイングループ統括マネージャー
平成16年10月 株式会社ファンケル 執行役員マーケティング本部長
平成20年6月 同社取締役執行役員健康食品カンパニー長
平成23年6月 同社取締役常務執行役員
コーポレートコミュニケーション本部長
平成25年3月 同社取締役常務執行役員ヘルスカンパニー長
平成26年6月 同社顧問
令和元年12月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

村上晴紀氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、長年にわたり化粧品・健康食品の宣伝企画・ブランディングに携わってきた経験と豊富な見識を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社の経営管理や事業戦略等への的確な助言、業務執行の監督を期待できることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

新任

社外

独立

ゆの き かず よ
柚 木 和 代

昭和35年7月11日生

所有する当社株式の数
一株

略歴、地位及び担当

昭和58年3月 株式会社大丸入社
平成2年9月 同社本部MD企画付 パリ駐在員事務所勤務
平成20年5月 同社執行役員 札幌店長
平成22年3月 株式会社大丸松坂屋百貨店 執行役員 大丸札幌店長
平成24年5月 同社執行役員 大丸神戸店長
平成27年5月 同社常務執行役員
兼 株式会社博多大丸 代表取締役社長
令和元年5月 J.フロント リテイリング株式会社 執行役常務
関連事業統括部長
令和3年3月 株式会社大丸松坂屋百貨店 執行役員（現任）
兼 GINZA SIXリテールマネジメント株式会社
代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社大丸松坂屋百貨
店
執行役員

GINZA SIXリテールマネ
ジメント株式会社
代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

柚木和代氏は、長年にわたり百貨店の主要店舗及び関連事業会社の経営管理に携わってまいりました。また、海外勤務をはじめ国内外での豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対し適切な監督や有益な助言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者いたしました。

(ご参考) 取締役会のスキルマトリックス [令和3年12月22日(水)以降の予定]

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人財にて構成するものとします。そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

	氏 名	当社における地位	年齢	性別	在任年数	専門性・経験						
						企業経営 経営戦略	マーケティング 営業	海外事業	M & A アライアンス	法 務 リスク管理	財 会 金 融	E S G サステナビリティ
取締役	後 藤 孝 洋	代表取締役社長 指名報酬諮問委員会委員	50	男性	16	●	●		●			●
	福 原 光 佳	常務取締役 指名報酬諮問委員会委員	49	男性	5	●	●	●			●	
	羽 鳥 成一郎	取締役	67	男性	2	●	●	●				
	田 上 和 宏	取締役	48	男性	2	●			●	●	●	●
	柿 尾 正 之	取締役 (独立社外) 指名報酬諮問委員会委員	67	男性	4	●	●			●		
	村 上 晴 紀	取締役 (独立社外) 指名報酬諮問委員会委員	68	男性	2	●	●					●
	柚 木 和 代	取締役 (独立社外) 指名報酬諮問委員会委員	61	女性	—	●	●	●	●			●
監査役	善 明 啓 一	常勤監査役 (独立社外)	64	男性	4	●		●				●
	田 邊 俊	監査役 (独立社外)	60	男性	5				●	●		
	中 西 裕 二	監査役 (独立社外)	60	男性	3	●					●	

スキルマトリックス各項目の選定理由

項 目	選定理由
企業経営・経営戦略	「美と健康のライフスタイル創造カンパニー」実現に向けたHealth & Beauty分野におけるさらなる成長、重点課題解決推進のため、特にHealth & Beauty分野での上場企業やそれに準じる企業におけるマネジメント経験、経営実績を持つ取締役が必要である。
マーケティング・営業	Health & Beauty分野における今後のさらなる成長のための、基幹ブランドの強化、新ブランド開発、販売力強化に向けた経営戦略を策定するには、マーケティング・営業部門の経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
海外事業	成長戦略上重要な課題である海外展開を加速するための経営戦略を策定し、経営陣に対する監督機能を発揮するためには、海外事業や海外法人における経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
M&A・アライアンス	当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、M&Aや事業投資、資本提携、事業提携などを適時・適切に行うことが必要であり、取締役会による経営陣に対する実効性の高い監督機能を発揮するため、当該分野についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
法務・リスク管理	当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上には、適切なガバナンス体制のもと、コンプライアンスの推進・向上、リスク管理の徹底が不可欠であり、取締役会による経営陣の監督機能を効果的に発揮するためには、上場企業やそれに準じる企業におけるコンプライアンス部門やリスク管理に関する経験・実績を持つ取締役が必要である。
財務・会計・金融	当社の中長期的な企業価値向上のためには、正確かつ迅速な財務情報の開示、事業運営と連動した適切かつ十分な資金調達是非常に重要な要素であり、取締役会による経営陣に対する実効性の高い監督機能を発揮するため、上場企業やそれに準じる企業における財務・会計・金融についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
ESG・サステナビリティ	当社が社会に貢献する企業として中長期的に発展していくためには、ESG・サステナビリティに関する取り組みが必要不可欠であり、取締役会としてガバナンス体制の確立と環境・社会・経済など持続可能な社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進するため、上場企業やそれに準じる企業における当該分野についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、依然として厳しい状況が継続しました。ワクチン接種の進展等で緩やかな回復が期待されますが、感染拡大収束の見通しは立っておらず、国内外の景気の先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

このような市場環境のもと当連結会計年度におきましては、新商品や新ブランドの展開による既存事業の拡大と、M&Aによる新たな事業領域の拡大に取り組みました。通信販売においては、コールセンターのコミュニケーターによる積極的な商品提案により、既存顧客に対する「パーフェクトワン 薬用リンクルストレッチジェル」のアップセルが年間を通じて好調に進捗したほか、UVケア商品等の季節限定商品のクロスセルが好調に推移しました。また、中島健人さんをCMキャラクターに起用したブランドCMの放送やSNSと連動した販促施策の展開、アプリやSNSを活用したデジタルマーケティングを強化した結果、国内EC売上高は順調に拡大しました。

直営店舗・卸売販売においては新型コロナウイルス感染症の影響により来店客数が減少する等、厳しい事業環境が続きましたが、ポップアップイベントの開催や店舗限定キャンペーンの実施等、ブランド認知度の向上と顧客獲得に取り組みました。また、9月からはドラッグストア展開を本格的に開始し、新たな顧客接点の開発が進捗しました。

海外販売においては、各地における経済活動の状況を見極めながらの事業活動となりましたが、主力の中国ではSNSやKOL(※1)を活用したマーケティングを実施し認知度向上に取り組んだ結果、2大ショッピングイベント「ダブルイレブン」や「618」の売上は前年を上回りました。

コロナ禍による健康志向や予防（セルフディフェンス）意識の高まりを背景に立ち上げたスマートヘルスケア事業においては、サプリメント「BODY AURA」を発売し、顧客とのタッチポイントの拡充やブランド認知度の拡大に取り組んでおります。

6月末には、「MCTオイル」を中心とした食用油等を取り扱う株式会社フラット・クラブを子会社化し、ウェルネスフード領域への事業展開を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は33,899百万円、営業利益は3,424百万円、経常利益は3,414百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,317百万円となりました。

※1 Key Opinion Leaderの略。専門領域を持ったインフルエンサーのこと

当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

なお、当社グループの事業セグメントは化粧品、ヘルスケアに関わる商品の通信販売、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売であります。直営店舗販売・卸売販売及び海外販売の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

当連結会計年度末における総資産は23,197百万円となりました。主な内訳は、現金及び預金13,652百万円、売掛金3,196百万円、有形固定資産2,157百万円、無形固定資産1,435百万円であります。

当連結会計年度末における負債は7,023百万円となりました。主な内訳は、未払金2,108百万円、長期借入金1,839百万円、未払法人税等739百万円であります。

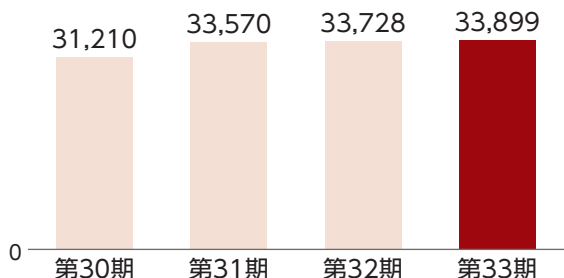
当連結会計年度末における純資産は16,174百万円となりました。主な内訳は、資本金4,158百万円、資本剰余金4,150百万円、利益剰余金8,532百万円であります。

連結ハイライト

(単位：百万円、%)

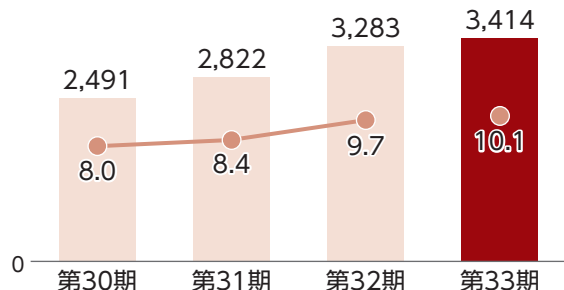
売上高

33,899百万円



経常利益

3,414百万円



経常利益率

10.1 %

(注) 当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第32期以前については、当社単体の数値を記載しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は170百万円（無形固定資産含む）であり、その主なものは本社設備の改修に伴う投資49百万円、基幹システムの改修に伴う投資39百万円、サーバー設備に関する投資20百万円であります。

(3) 資金調達の状況

令和2年12月23日にオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当てによる新株式を発行し、これにより664百万円を調達いたしました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第30期 (平成30年9月期)	第31期 (令和元年9月期)	第32期 (令和2年9月期)	第33期 (当連結会計年度) (令和3年9月期)
売上高	(百万円)	—	—	—	33,899
経常利益	(百万円)	—	—	—	3,414
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	—	—	—	2,317
1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	107.45
総資産	(百万円)	—	—	—	23,197
純資産	(百万円)	—	—	—	16,174
1株当たり純資産額	(円)	—	—	—	747.07

(注) 第33期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、第32期以前の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第30期 (平成30年9月期)	第31期 (令和元年9月期)	第32期 (令和2年9月期)	第33期 (当事業年度) (令和3年9月期)
売上高	(百万円)	31,210	33,570	33,728	33,684
経常利益	(百万円)	2,491	2,822	3,283	3,474
当期純利益	(百万円)	1,751	1,824	2,122	2,384
1株当たり当期純利益	(円)	174.46	113.99	98.50	110.54
総資産	(百万円)	9,491	18,575	19,956	21,738
純資産	(百万円)	4,191	12,758	14,267	16,241
1株当たり純資産額	(円)	409.58	590.37	662.97	750.19

(注) 当社は、平成31年3月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そこで、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権比率 (%)
株式会社フラット・クラフト	150	食品の輸入、卸及び販売	100.0

(6) 対処すべき課題

① デジタルマーケティングを中心としたデータベースマーケティングの強化

当社グループは、マスメディア（テレビインフォマーシャル、新聞広告、折り込みチラシ等）とコールセンターによるヒューマンコミュニケーションを組み合わせたデータベースマーケティングを強みに、シニア世代（60代以上）のお客さまを多く獲得し成長してまいりました。今後、さらなる成長の実現に向け、これまでよりも若い世代（20代～50代）の顧客獲得を進めるためにはECチャネルの強化が課題と認識しており、SNSを活用したデジタルマーケティングの強化やクロスメディア戦略の拡大、オンラインチャネル（EC）とオフラインチャネル（ドラッグストア等）を融合させた新たな販売モデルの確立等に取り組み、強みであるデータベースマーケティングをさらに強化してまいります。

② 海外展開の加速

当社グループでは中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、ベトナムで事業を展開しております。今後、パーフェクトワンブランドを世界のブランドへと成長させるためには、成長市場である中国市場でのさらなる成長に加え、世界最大の化粧品市場である米国市場への展開が重要な課題であると認識しており、今後は中国市場へのマーケティング投資の強化及び米国市場への本格展開に向けた取り組みを推進してまいります。

③ ヘルスケア事業の開発と育成

当社グループは、シニア世代のお客さまを中心に健康食品や医薬品の通信販売によるヘルスケア事業を展開しております。今後、ヘルスケア事業を化粧品に次ぐ事業の柱へ成長させるためには、既存のヘルスケア事業の拡大に加え、新たなヘルスケア事業を開発・育成することが重要な課題であると認識しており、マーケティング投資の拡大やクロスセルの強化による顧客獲得の推進や、現役世代をターゲットにした「スマートヘルスケア事業」の育成、MCTオイルを中心とした「ウェルネスフード」の展開開始等、新たなヘルスケア事業の開発と育成に積極的に取り組んでおります。

④ 新商品、新サービスの開発

当社グループは、今後の持続的な企業成長を実現するために「美と健康のライフスタイル創造カンパニー」として、お客さまの日常(24時間、365日)に寄り添いながら、世代やライフステージごとに必要とされる新たな商品やサービスを開発し続けることが重要な課題であると認識しており、積極的に取り組んでおります。今後も美と健康の領域における新たな商品やサービスの開発に向けた投資を加速させてまいります。

⑤ コスト構造改革

当社グループは、中長期的な収益力の向上と持続的な企業成長を実現するためには、既存事業のコスト構造を見直すと同時に、成長戦略への機動的な経営資源の配分を可能にする収益構造へ改革することが重要な課題と認識しております。そのために、オペレーションコストの効率化施策をはじめとするコスト構造改革を推進すると同時に、経営管理システムの強化に取り組んでまいります。

⑥ 人財開発

当社グループは、今後の持続的な企業成長を実現するためには多様な人財の育成と確保が重要な課題であると認識しており、成長戦略を牽引する経営人財の育成、人的資源の最適配置による経営体制の強化、多様な人財の育成と採用を進めております。

今後も引き続き、従業員の士気を向上させ、能力を最大限に発揮するための環境づくりとして、人事評価制度の見直しや組織体制の見直し等に取り組んでまいります。

⑦ M&A実行体制の強化

当社グループは、今後の持続的な企業成長を実現するためにはM&Aを活用し素早く新規事業を立ち上げ、事業規模を拡大させることが重要な課題であると認識しております。そのために、M&Aの実行体制を強化することに加え、実行後にグループシナジーを発揮するための経営管理体制の構築に積極的に取り組んでおります。

(7) 主要な事業内容（令和3年9月30日現在）

当社グループは、当社と連結子会社1社（株式会社フラット・クラフト）で構成されており、「世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしを創造します」というビジョンを掲げ、その実現に向け「One to One health & beauty-care.」という事業領域において、化粧品及びヘルスケア商品の商品開発、販売を行っております。

当社グループにおける販売チャネルごとの取扱商品や事業内容は以下のとおりであります。

① 販売チャネル

I 通信販売

化粧品及びヘルスケア商品を通信販売で国内の個人のお客さまへ販売しております。テレビや新聞、雑誌等のメディアへ出稿している広告を見てお問い合わせいただいたお客さまに対し、コールセンターのコミュニケーターがご注文を受けるとともに、商品の提案と様々なサポートを行っております。通信販売では、お客さまに商品を長くご利用いただくために「お買いものサービス」を提案しております。同サービスの中でも「定期購入サービス」は、ご注文いただいた商品を定期的に販売するサービスで、累計購入金額に応じて設定されるステージごとに、定期購入割引価格にて商品を販売しております。化粧品及びヘルスケア商品は、お電話だけでなく、時間や場所を選ばずご利用いただけるオンラインショップでの販売も行っております。ご注文いただいた商品は、物流センターで梱包・出荷を行い、全国のお客さまへお届けしております。

II 直営店舗販売・卸売販売

化粧品及びヘルスケア商品を百貨店やショッピングセンターへ出店している直営店舗、ドラッグストアやGMS(※2)、バラエティショップ等の取扱店及び販売代理店への卸売販売を通じて、全国のお客さまへ販売しております。全国の直営店舗では、ビューティーアドバイザーが専用のアプリケーションを使用して、肌診断やカウンセリングを実施し、お客さまのお悩みに合わせた商品の提案を行っております。

※2 General Merchandise Store（総合スーパー）

III 海外販売

海外販売については、平成28年に台湾市場で通信販売を開始いたしました。その後、香港市場での店舗販売、中国市場での越境EC、タイ市場及びシンガポール市場での店舗販売へと拡大し、令和2年6月からはベトナム市場への展開を開始しております。海外販売は、海外代理店を通じて、ECを中心に販売しております。

② 取扱商品

当社グループが取り扱っている主な商品及びブランドは、次のとおりです。

I 化粧品

A. PERFECT ONE（パーフェクトワン）

PERFECT ONEは、多様化する女性の生き方を応援するスキンケアブランドとして、平成18年に誕生し、オールインワン美容液ジェル、化粧水、クレンジング・洗顔等をシンプルスキンケア商品として展開しております。主力のパーフェクトワンオールインワン美容液ジェルシリーズは、化粧水・乳液・クリーム・美容液・パック・化粧下地・ネッククリームの最大7役を1品で果たすシンプルスキンケア商品として、機能や使用感の異なる5タイプをラインナップし、販売しております。

発売から15周年を迎えた令和3年には、新たなブランドメッセージ「シンプルケアこそ、肌本来の美しさへ」を掲げ、リブランディングを実施しております。

B. PERFECT ONE FOCUS（パーフェクトワンフォーカス）

PERFECT ONE FOCUSは、肌の悩みを持つ20代～30代のお客さまのスキンケアをサポートするブランドとして、令和3年に新たに発売しました。

新発売した「モイスチャーバランスシリーズ」では、肌の水分バランスが乱れることでベタつき・テカリやすくなった肌環境を整えるスキンケアアイテムとして、化粧水・乳液・クリーム等の6役を1品で果たすオールインワン美容液ジェルとメイク落とし・洗顔・毛穴ケア・角質ケア・保湿・マッサージの6役を1品で果たすオールインワンクレンジングバームを展開しています。

II ヘルスケア

栄養バランス・生活習慣を整えて、お客さまの健やかな毎日をサポートするため、サプリメントや青汁等の健康食品、医薬品、MCTオイル等の食品を展開しております。

健康食品では、日頃の野菜不足が気になる方のために、栄養バランスをサポートする栄養機能食品「朝イチスッキリ！青汁サラダプラス」や、膝の動きの改善をサポートする機能性表示食品「ロコアタックEX」等の商品をシニア世代を中心に販売しております。医薬品では、イボ・肌あれに有効なハトムギの種子ヨクイニンから成分を抽出し、飲みやすい錠剤にした「新日本製薬の生薬 ヨクイニンエキスイボ錠SH」等の商品を販売しております。

また、現役世代の自律的な健康管理をサポートするサプリメント「BODY AURA」や、中鎖脂肪酸のみで構成され健康効果の期待が高い食用油「MCTオイル」をはじめ、健康志向が高いお客さまへ向けたヘルスケア商品を販売しております。

(8) 主要な営業所（令和３年９月30日現在）

名 称		所 在 地
当 社	本社	福岡県福岡市中央区
	東京オフィス	東京都千代田区
	物流センター	福岡県福岡市博多区
	吉塚オフィス	福岡県福岡市博多区
子会社	株式会社フラット・クラフト	福岡県福岡市中央区

(9) 従業員の状況（令和３年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
309名	－

- (注) １. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
２. 従業員数には臨時従業員（嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員）は含んでおりません。
３. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
305名	25名減	38.1歳	7.9年

- (注) １. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への受入出向者を含む就業人員数であります。
２. 従業員数には臨時従業員（嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員）は含んでおりません。
３. 平均年齢、平均勤続年数には、受入出向者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（令和３年９月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社西日本シティ銀行	1,523百万円
株式会社みずほ銀行	639百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（令和3年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 21,855,200株 |
| (3) 株主数 | 14,680名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率（%）
山田 英二郎	4,530,000 株	21.16
山田 恵美	3,147,500 株	14.71
株式会社ラプリス	2,980,600 株	13.93
公益財団法人新日本先進医療研究財団	1,789,200 株	8.36
後藤 孝洋	843,829 株	3.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	600,000 株	2.80
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	552,458 株	2.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	459,700 株	2.15
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	390,000 株	1.82
BNYM TREATY DTT 15	266,600 株	1.25

- (注) 1. 上記のほか当社保有の自己株式451,385株があります。
 2. 持株比率は保有する自己株式451,385株を控除して算出しております。
 3. 令和2年12月23日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当てによる新株式の発行により、発行済株式の総数が243,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ332百万円増加しております。

(5) 当連結会計年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

対象	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社譲渡制限付株式 6,927株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、令和3年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ① 取得対象株式の種類 普通株式
- ② 取得した株式の総数 280,000株
- ③ 株式の取得価額の総額 581,754,100円
- ④ 取得期間 令和3年5月13日～令和3年8月10日

3 会社の新株予約権等に関する事項（令和3年9月30日現在）

（1）当連結会計年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

令和元年12月20日開催の取締役会決議による新株予約権（割当日：令和2年1月17日）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - I 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - II 新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の個数の上限は以下のとおりとする。なお、それぞれ計算の結果1個未満の数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - A. 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に30%を乗じた数
 - B. 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に60%を乗じた数
ただしA. に定める数を含むものとする
 - C. 令和5年10月1日以降
割り当てられた新株予約権の数に100%を乗じた数
ただしA. B. に定める数を含むものとする
 - III 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合は、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 令和3年10月1日から令和7年9月30日まで

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	858個	普通株式 85,800株	3名

(2) 当連結会計年度中に当社の使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

令和2年9月15日開催の取締役会決議による新株予約権（割当日：令和2年10月6日）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - I 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - II 新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の個数の上限は以下のとおりとする。なお、それぞれ計算の結果1個未満の数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - A. 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に30%を乗じた数
 - B. 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に60%を乗じた数
ただしA. に定める数を含むものとする
 - C. 令和5年10月1日以降
割り当てられた新株予約権の数に100%を乗じた数
ただしA. B. に定める数を含むものとする
 - III 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合は、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 令和3年10月1日から令和7年9月30日まで

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	301個	普通株式 30,100株	22名

4 会社役員に関する事項（令和3年9月30日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	後 藤 孝 洋	株式会社フラット・クラフト 代表取締役会長
常務取締役	福 原 光 佳	Health and Beauty事業部門管掌 マーケティング部部长 店舗流通部部长
取締役	羽 鳥 成一郎	スマートヘルスケア事業部門管掌
取締役	田 上 和 宏	管理部門管掌 株式会社フラット・クラフト 取締役
取締役	柿 尾 正 之	合同会社柿尾正之事務所 代表社員 株式会社コアフォース 社外取締役 株式会社ディーエムエス 社外取締役
取締役	村 上 晴 紀	
常勤監査役	善 明 啓 一	
監査役	田 邊 俊	田邊法律事務所 代表弁護士
監査役	中 西 裕 二	中西裕二公認会計士事務所 代表 中西裕二税理士事務所 代表 株式会社エクスプレオ 代表取締役

- （注） 1. 取締役柿尾正之氏及び村上晴紀氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 取締役柿尾正之氏が社外取締役を兼職されている株式会社コアフォースは令和3年10月1日付で株式会社LTV-Xと社名を変更しております。
3. 常勤監査役善明啓一氏、監査役田邊俊氏及び中西裕二氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 監査役中西裕二氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者は、当社及び会社法上の全ての子会社の役員、執行役、執行役員、管理・監督の立場にある従業員となっております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

I 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めております。当該決定方針に関しては、指名報酬諮問委員会の審議、同委員会からの答申を経て、取締役会の決議により決定しております。

II 決定方針の内容の概要

基本方針として、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。

また、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型の株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット制度、以下、「PSU制度」といいます。）及び退職慰労金の代替となる株式報酬（リストラクテッド・ストック制度、以下、「RS制度」といいます。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針)

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、貢献度を踏まえ、当社の業績や同業・同規模他社の水準を考慮するなど、総合的に勘案して指名報酬諮問委員会において検討し、同委員会の答申を踏まえて、取締役会にて決定するものとしております。

(業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針)

PSU制度に基づく報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、取締役が株主との一層の価値共有を図るため業績指標（KPI）を反映した株式報酬としております。各事業年度及び対象期間（3年間）の各取締役の目標値に対する達成度合いに応じて算出された報酬金額に基づいて取締役会の決議により当社の普通株式を3年ごとに支給するものとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

RS制度に基づく報酬は、譲渡制限付株式とし、役位等に応じて算出された報酬金額に基づいて当社の普通株式を毎年交付するものとしております。なお、当該普通株式には30年間の譲渡制限期間を設定し、原則として退任時に譲渡制限を解除するものとしております。金銭報酬債権の算定の基礎となる金額や倍率等については、経済状況又は当社の財務状態の変化並びに法令、会計及び税制の改正等に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

(取締役の個人別の報酬等における種類別の割合の決定に関する方針)

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関しては、業務執行取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。

取締役会は指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、

基本報酬：PSU制度に基づく報酬：RS制度に基づく報酬＝75：12.5：12.5
としております（KPIを100%達成した場合）。

Ⅲ 取締役の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役及び独立社外取締役2名で構成される指名報酬諮問委員会において、当該決定方針に基づき各取締役の職務内容、貢献度、及び業績等を総合的に考慮し、同業・同規模他社と比較検討を行うなど多角的に審議した上で、その審議内容を取締役に答申するものとしております。取締役会は、基本的に当該答申の内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

I 基本報酬

平成28年6月20日開催の第27回定時株主総会において、取締役の金銭報酬額の限度額を年額200百万円以内（当該株主総会終結時の員数は3名であります。）、また監査役の報酬額の限度額を年額50百万円以内（当該株主総会終結時の員数は1名であります。）とすることを決議しております。

II 株式報酬

取締役の報酬には株式報酬制度を導入しており、業績連動型の株式報酬（PSU制度）と退職慰労金の代替となる株式報酬（RS制度）により構成されております。いずれの制度も、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において導入を決議しております。（当該株主総会終結時の員数は4名であります。）

なお、役員退職慰労金制度については、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において廃止することを決議いたしました。現在は、前述の役員退職慰労金に代わる株式報酬制度（RS制度）を運用しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数
		基本報酬	ストックオプション	株式報酬	役員退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	181 (10)	112 (10)	44 (一)	20 (一)	3 (一)	6 (2) 名
監査役 (うち社外監査役)	24 (24)	24 (24)	—	—	0 (0)	3 (3) 名
合 計	205 (34)	136 (34)	44 (一)	20 (一)	3 (0)	9 (5) 名

- (注) 1. 取締役及び監査役の基本報酬額は、株主総会で承認されたそれぞれの報酬限度額（取締役年額200百万円、監査役年額50百万円）の範囲内において決定しております。
2. 上記ストックオプションの内容及び交付状況は、「会社の新株予約権等に関する事項（令和3年9月30日現在）」に記載のとおりです。
3. 上記株式報酬の額には、PSU制度に基づく報酬（取締役5百万円）、RS制度に基づく報酬（取締役14百万円）を含んでおります。
4. PSU制度に基づく報酬は業績連動報酬であり、その算定の基礎として選定した主な業績指標は、当社グループの連結売上高及び連結営業利益の実績であります。当該指標を選定した理由は、取締役の業績達成への貢献意欲を高めるためであり、これにより、当社グループの企業価値の持続的な向上と、取締役が株主の皆さまと一層の価値共有を図ることを目的としております。当該報酬額は、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において導入を決議したPSU制度に基づいて算定しております。
- なお、当連結会計年度の連結売上高・連結営業利益は、P37. 連結損益計算書に記載のとおりです。
5. 上記役員退職慰労金は、当連結会計年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役柿尾正之氏は、合同会社柿尾正之事務所の代表社員、株式会社コアフォースの社外取締役、株式会社ディーエムエスの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

監査役田邊俊氏は、田邊法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

監査役中西裕二氏は、中西裕二公認会計士事務所・中西裕二税理士事務所の代表、株式会社エクスプレオの代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	柿 尾 正 之	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席しております。 同氏は、通信販売分野、マーケティング領域における豊富な見識と経験を有しております。当事業年度は、当社の中期経営計画の策定や予算執行の状況、新規事業における事業の進め方に関して、業務執行取締役とは異なる視点・観点から質疑・提言を行い、業務執行の監督機能を果たしました。 また、指名報酬諮問委員会においては、委員として取締役の評価や報酬決定に関して公平性・客観性の観点から意見・提言を行い、役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を果たしております。
取締役	村 上 晴 紀	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席しております。 同氏は、化粧品・健康食品分野における広告宣伝企画・ブランディングに携わってきた経験と豊富な見識を有しております。当事業年度は、各事業における毎月の予算執行状況とそれに伴う結果について、業務執行取締役に対する質疑や提言を積極的に行い、十分に監督機能を果たしました。 また、指名報酬諮問委員会においては、委員として取締役の評価や報酬決定に関して公平性・客観性の観点から意見・提言を行い、役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を果たしております。
監査役	善 明 啓 一	当事業年度開催の取締役会19回中19回、監査役会18回中18回に出席しております。 同氏は、企業経営に関する豊富な実務経験と製造業での全社型の品質管理に従事した豊富な経験と専門性を有しております。取締役会においては、業務の執行状況の確認や内部統制の状況について、適宜質問や提言をするなど、監査役としての役割を果たしております。 監査役会においては、内部監査室や社外取締役との連携も十分に行い、常勤監査役としての役割を果たしております。
監査役	田 邊 俊	当事業年度開催の取締役会19回中19回、監査役会18回中18回に出席しております。 同氏は、長年にわたる弁護士としての経験と知見を有しております。企業法務に関する専門的見地から、取締役会に付議された議案に対し適法性の確認や、留意すべき事項について独立性・客観性のある立場から助言を行うなど、監査・監督機能を果たしております。
監査役	中 西 裕 二	当事業年度開催の取締役会19回中18回、監査役会18回中16回に出席しております。 同氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い専門性を有しております。当社会計における適法性・適切性の確認や、内部統制の機能に関して独立性・客観性のある立場から発言・助言を行うなど、監査・監督機能を果たしております。

5 会計監査人の状況（令和3年9月30日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 会計監査人の監査報酬等については、会計監査人により提示される監査計画の内容をもとに、監査日数等の妥当性を勘案し、監査役会の同意の上、取締役会で協議しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「コンフォートレター作成業務」及び「新収益認識会計基準に関するアドバイザリー業務」を委託し、その対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (令和3年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	18,528	流動負債	4,712
現金及び預金	13,652	買掛金	527
売掛金	3,196	1年内返済予定の長期借入金	398
商品	1,264	未払金	2,108
貯蔵品	140	未払費用	152
前払費用	277	未払法人税等	739
その他	65	賞与引当金	242
貸倒引当金	△67	ポイント引当金	303
		返品調整引当金	37
固定資産	4,669	その他	202
有形固定資産	2,157	固定負債	2,311
建物及び構築物	1,273	長期借入金	1,839
土地	639	退職給付に係る負債	171
建設仮勘定	0	長期未払金	172
その他	243	資産除去債務	119
無形固定資産	1,435	その他	7
ソフトウェア	280	負債合計	7,023
のれん	1,107	純資産の部	
その他	47	株主資本	15,990
投資その他の資産	1,075	資本金	4,158
投資有価証券	384	資本剰余金	4,150
繰延税金資産	515	利益剰余金	8,532
その他	253	自己株式	△852
投資損失引当金	△78	その他の包括利益累計額	△0
		退職給付に係る調整累計額	△0
		新株予約権	184
資産合計	23,197	純資産合計	16,174
		負債・純資産合計	23,197

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		33,899
売上原価		5,439
売上総利益		28,460
返品調整引当金繰入額		3
差引売上総利益		28,456
販売費及び一般管理費		25,032
営業利益		3,424
営業外収益		
受取配当金	42	
受取賃貸料	11	
保険差益	8	
その他	13	75
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	15	
投資有価証券評価損	58	
固定資産除却損	9	
その他	0	85
経常利益		3,414
特別損失		
投資損失引当金繰入額	12	12
税金等調整前当期純利益		3,401
法人税、住民税及び事業税	1,200	
法人税等調整額	△116	1,083
当期純利益		2,317
親会社株主に帰属する当期純利益		2,317

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (令和3年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	18,032	流動負債	4,436
現金及び預金	13,446	買掛金	507
売掛金	3,088	1年内返済予定の長期借入金	173
商品	1,127	未払金	2,090
貯蔵品	140	未払費用	151
前払費用	276	未払法人税等	732
その他	21	賞与引当金	242
貸倒引当金	△67	ポイント引当金	303
		返品調整引当金	37
		その他	198
固定資産	3,705	固定負債	1,060
有形固定資産	2,157	長期借入金	589
建物	1,264	退職給付引当金	171
構築物	8	長期未払金	172
機械及び装置	3	資産除去債務	119
車両運搬具	3	その他	7
工具、器具及び備品	237	負債合計	5,497
土地	639	純資産の部	
建設仮勘定	0	株主資本	16,056
無形固定資産	327	資本金	4,158
ソフトウェア	280	資本剰余金	4,150
その他	47	資本準備金	3,943
投資その他の資産	1,219	その他資本剰余金	207
投資有価証券	384	利益剰余金	8,599
関係会社株式	150	利益準備金	50
繰延税金資産	515	その他利益剰余金	8,548
その他	248	繰越利益剰余金	8,548
投資損失引当金	△78	自己株式	△852
		新株予約権	184
資産合計	21,738	純資産合計	16,241
		負債・純資産合計	21,738

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		33,684
売上原価		5,331
売上総利益		28,352
返品調整引当金繰入額		3
差引売上総利益		28,349
販売費及び一般管理費		24,865
営業利益		3,483
営業外収益		
受取配当金	42	
受取賃貸料	11	
保険差益	8	
その他	13	75
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	15	
投資有価証券評価損	58	
固定資産除却損	9	
その他	0	84
経常利益		3,474
特別損失		
投資損失引当金繰入額	12	12
税引前当期純利益		3,461
法人税、住民税及び事業税	1,193	
法人税等調整額	△115	1,077
当期純利益		2,384

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年11月12日

新日本製薬 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮本 芳樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	只限 洋一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本製薬株式会社の令和2年10月1日から令和3年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年11月12日

新日本製薬 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮本 芳樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	只限 洋一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本製薬株式会社の令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社の取締役会において担当取締役から事業の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年11月16日

新日本製薬株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	善	明	啓	一	㊞
監査役（社外監査役）	田	邊	俊		㊞
監査役（社外監査役）	中	西	裕	二	㊞

以 上

TOPICS

スキンケアブランド『PERFECT ONE』をリブランディング



多様化する女性の生き方を応援するスキンケアブランドとして2006年に誕生した『パーフェクトワン』は、15周年を迎えた2021年に新ブランドメッセージ「シンプルケアこそ、肌本来の美しさへ」を掲げ、10月1日にリブランディングいたしました。主力のオールインワン美容液ジェルシリーズは、オールインワンスキンケア市場で5年連続国内売上No.1^{※1}、累計販売実績6,500万個^{※2}を突破しており、リブランディングによりさらなる成長をめざしてまいります。

※1 富士経済「化粧品マーケティング要覧2017~2021」（モイスター部門およびオールインワン部門／メーカー、ブランドシェア2016~2020実績）

※2 パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ累計販売実績2006年5月~2021年5月（ラフィネ パーフェクトワンシリーズ含む）

新ブランド『PERFECT ONE FOCUS』を発売

20代~30代のお客さま向けのスキンケアブランドとして『パーフェクトワン フォーカス』を新発売しました。ECに加え、当社のスキンケア商品として初めてドラッグストアでの展開を開始しております。『パーフェクトワン フォーカス』は一人ひとりと異なる肌質や体質を研究し、植物のチカラで美しさを引き出します。商品のラインナップはオールインワンタイプの「スムーズウォーターリージェル」、「スムーズクレンジングバーム」です。ブランドTVCMの放映やSNSを中心としたデジタルマーケティングを展開し、新たな顧客層を獲得することで、ブランドの育成を図ってまいります。



グローバル展開の加速

中国ではKOL^{*}を起用したライブコマースの実施やTikTokへの公式出店などSNSを中心とした活動を強化しております。また、米国への本格展開を見据えテストマーケティングを開始しており、グローバルスタンダードブランドに向けた取り組みを進めております。

※ Key Opinion Leaderの略。専門領域を持ったインフルエンサーのこと



株式会社フラット・クラフトの子会社化



2021年6月にMCTオイルなど機能性の高いオイル商品やGHEEオイル、バターコーヒー等の食品の輸入、卸売販売を行う株式会社フラット・クラフトを子会社化いたしました。健康志向の高まりやコロナ禍で体調管理や免疫向上の需要が高まったことを背景に拡大するセルフヘルスケア市場において、当社の強みであるデータベースマーケティングとの融合によるシナジーを創出し、さらなる事業の成長をめざしてまいります。

オリジナル素材「プラセンタコラーゲン」の製造方法特許^{※1}を取得 コーポレートサイトに研究開発ページをオープンし、情報発信を強化

一般的なプラセンタエキスと比較して約9倍^{※2}のコラーゲンを含有するプラセンタエキスである、オリジナル素材「プラセンタコラーゲン」の開発に成功。2021年9月に製造方法の特許を取得いたしました。繊維芽細胞増殖作用やⅢ型コラーゲン産生促進作用、ヒアルロン酸産生促進作用を有しており、肌のハリや弾力の維持、シワ予防などへの効果が期待されます。また、コーポレートサイト内に研究開発ページをオープンし、当社の研究開発の強みや研究事例を紹介することで、皆さまにより安心して商品をご利用いただきたいと考えております。

※1 登録番号：特許第6944606号 発明の名称：化粧品組成物の製造方法

※2 自社にて細胞を用いた評価を実施



新日本製薬のサステナビリティに関する取り組み

「持続可能な社会の実現」に向けた当社の取り組みをまとめた「サステナビリティレポート2021」を令和3年9月に発行いたしました。ステークホルダーからの期待が高く、当社にとって特に重要度の高い13項目の社会課題の中から、当社が持続的に成長していくために優先的に取り組む必要がある6つの課題を、マテリアリティとして特定しております。今後も経営理念のもと、企業として持続的に発展するため、サステナビリティ経営に努めステークホルダーの皆さまと連携しながら豊かな価値を創造し提供してまいります。

マテリアリティの詳細

	社会課題	マテリアリティ	関連するSDGs
環境	気候変動への対応 廃棄物の削減 省資源	環境問題への対応 資源の有効活用やCO ₂ 排出量削減等へ取り組むことにより、事業活動を通じて気候変動に対応し、循環型社会の形成に貢献します	      
	顧客満足度向上を軸とした商品開発 安心・安全なサービスの提供 顧客エンゲージメントの向上	顧客満足度向上のための商品・サービス提供 当社商品をご使用いただくお客さまによりご満足いただける商品を提供できるよう、お客さま目線でのサービス向上や商品の安全性向上に取り組めます	     
	サプライチェーン全体（自社、OEM先、委託先）管理 責任ある調達（パーム油等）	責任あるサプライチェーンマネジメント サプライチェーン全体で社会的責任を果たすことができるよう、取引先と共に持続可能なサプライチェーン形成のための取り組みを実施します	
社会	女性活躍の推進	女性活躍の推進 より女性が働きやすく、活躍できるような社会づくりのために、職場環境や制度の整備を進めるほか、女性の社会進出を応援する商品の提供に取り組めます	
	リスクマネジメント コンプライアンスの取り組み強化	コンプライアンス・リスクマネジメントの取り組み強化 全社的に総合的なリスク管理に取り組むほか、社員一人ひとりが高い意識を持つことで、法令の遵守を徹底します	
	個人情報の保護 情報セキュリティの確保	個人情報の保護 お客さまに信頼していただける企業であり続けるために、情報セキュリティの強化や、個人情報の適切な保管・管理に取り組めます	
ガバナンス			

活動の事例

気候変動に対応するためグリーンナノ技術を取り入れた新容器へ

パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズの一部にグリーンナノ技術を取り入れた新容器を採用いたしました。脱炭素社会の実現に向け、焼却処分時に発生するCO₂の排出量削減を期待しております。



FSC®認証紙を化粧箱に採用



責任ある森林管理
のマーク



パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズの一部容器変更に合わせて、化粧箱の素材も見直しをおこない、FSC®認証紙を採用いたしました。FSC®認証紙は、適切に管理されたFSC®認証林、再生資源およびその他の管理された供給源からの原材料で作られています。

社内での循環型社会につながる取り組み

本社に「ステーションリーステーション」というオフィス用品を一括管理する場所を設置し、社員が日々使用するオフィス用品のリユース意識の向上と削減・再利用する取り組みを進めています。

また、社内報では、ESGやSDGsの特集を開始し、社員へのサステナビリティの啓発に取り組んでおります。



株主総会会場のご案内

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間



ご案内

- 株主総会会場へはソラリアプラザビル1階より、エレベーターにてお越しください。
- 当日は、専用駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。
- 地下からのホテルへの入口は、ご来場の時間によりご利用いただけない場合がございます。

● 交通のご案内

西鉄電車でお越しの場合

西鉄福岡(天神)駅中央口から連絡口(2、3F)

地下鉄でお越しの場合

市営地下鉄空港線天神駅 ▶ 6番出口から徒歩4分
市営地下鉄七隈線天神南駅 ▶ 3番出口から徒歩4分

JRでお越しの場合

JR博多駅 ▶ 市営地下鉄空港線 天神駅下車徒歩5分
▶ 天神行き西鉄路線バス

高速バスでお越しの場合

西鉄天神高速バスターミナル ▶ 降車場出入口から連絡口(4、5F)



この印刷物は、環境にやさしい
植物油インクを使用しています。
printed with vegetable oil ink



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。